

金融庁告示第 号

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十一第二項及び証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第 号）第二条第二項の規定に基づき、磁気ディスクの技術的基準を次のように定め、平成十四年六月一日から適用する。

平成十四年五月 日

金融庁長官 森 昭治

開示用電子情報処理組織（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理をいう。）の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続のうち法四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。））の規定による手続に限る。）及び電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。）を行う場合における磁気ディ

スクは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 日本工業規格X六二二二に適合するフレキシブルディスクカートリッジであって、記録方式が日本工業規格X六二二二及びX〇六〇五に定める規格に適合するもの

二 日本工業規格X六二二三に適合するフレキシブルディスクカートリッジであって、記録方式が日本工業規格X六二二五及びX〇六〇五に定める規格に適合するもの

三 日本工業規格X六二七五に適合する光ディスクカートリッジであって、記録方式が日本工業規格X〇六〇五に定める規格に適合するもの